

三重県立総合医療センター
高効率熱源設備等導入による
省エネルギー事業

提案募集要項

令和3年1月5日
地方独立行政法人
三重県立総合医療センター
事務局 総務部 施設課

三重県立総合医療センター高効率熱源設備等導入による省エネルギー事業提案募集要項

目次

1. 募集の趣旨	1
2. 事業概要	2
2.1 事業の名称	2
2.2 契約方式	2
2.3 事業内容	2
2.4 事業場所	2
2.5 業務の範囲	2
2.6 契約期間等	3
3. 応募条件	4
3.1 応募者	4
3.2 応募者の役割	4
3.3 応募者の資格	4
3.4 応募者の制限	5
3.5 応募に関する留意事項	5
4. 事業者選定の流れ	7
4.1 応募者	7
4.2 応募資格要件の確認および提案要請	7
4.3 最優秀および優秀提案の選定	7
4.4 詳細協議	7
4.5 事業者の選定	7
4.6 事務局	7
5. 事業スケジュール	8
5.1 日程	8
5.2 提案募集の手続き	8
6. 審査および審査結果の通知	11
6.1 審査	11
6.2 審査結果の通知および公表	11
6.3 失格	11
7. 提示条件	12
7.1 最低省エネルギー率	12
7.2 事業の遂行	12
7.3 事業資金計画等	12

7.4 設計・施工に関する事項.....	12
7.5 ベースラインおよび削減保証額の設定.....	14
7.6 業務委託料の支払い等.....	14
7.7 運転および維持管理に関する事項.....	15
7.8 計測・検証に関する事項.....	16
7.9 包括的エネルギー管理計画書の作成.....	16
7.10 その他.....	16
8. 事業の実施に関する事項.....	17
8.1 誠実な業務遂行義務.....	17
8.2 契約期間中の事業者と病院の関わり.....	17
8.3 病院と事業者との責任分担.....	17
9. 契約に関する事項.....	18
9.1 契約の手順.....	18
9.2 業務委託契約の概要.....	18
10. 参加表明時提出書類・作成要領.....	19
10.1 参加表明時の提出書類.....	19
10.2 作成要領.....	19
11. 提案提出書類・作成要領.....	21
11.1 提案時の提出書類.....	21
11.2 作成要領.....	21
 (参考資料)	
事業者が詳細設計および工事施工に関して提出する書類.....	24

(別添資料)

別添 1 「様式リスト：提出書類様式」

別添 2 「三重県立総合医療センター高効率熱源設備等導入による省エネルギー事業
予想されるリスクと責任分担」

1. 募集の趣旨

三重県立総合医療センター（以下「病院」という。）では、「三重県立総合医療センター省エネルギー計画」において、地球温暖化の防止に向けて市民・事業者・行政が一体となってCO₂の排出量を削減することを目指しています。

病院では、この目標の実現に向け、行政の率先行動の一つとして ESCO（Energy Service Company）関連事業などによる施設の省エネルギー化推進に向けた取り組みを進め、その成果を市民や事業者の皆様に積極的に情報提供して、普及を図っていきたいと考えています。

そこで病院では、三重県立総合医療センターに ESCO 関連事業を導入し、民間のノウハウ、資金、経営能力、および技術的能力を活用することによって、省エネルギー化の推進による環境負荷の低減、ならびに光熱水費の効果的な削減を図ることといたします。本募集の目的は、民間事業者から、優れたノウハウを活かした設計・施工、事業資金計画、運転管理指針および維持管理等に関する一括提案（以下「ESCO 関連提案」という。）を受けのために公募を行い、病院にとって最も優れていると考えられる ESCO 関連提案を選定することにあります。

なお、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、病院との間で契約の締結に向けて詳細協議を行い、本事業が来年度に予算化された場合、シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）の締結に向けて協議し、合意に至った場合に契約事業者（以下「事業者」という。）として病院と契約（以下「ESCO 関連契約」という。）を締結し、本事業を実施するものとします。

ただし、本事業は国庫補助金が採択されない場合についても、事業化するものとします。また、本提案募集要項の内容は、最終契約の一部となるものとします。

2. 事業概要

2.1 事業の名称

三重県立総合医療センター高効率熱源設備等導入による省エネルギー事業

2.2 契約方式

シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）

2.3 事業内容

事業者は、病院と結ぶ契約に基づき、包括的エネルギーサービス（以下「サービス」という。）を病院に提供するものとします。

(1) 提供するサービス

事業者は、自らが行った提案を基に設計・施工した省エネルギー改修設備等（以下「省エネ設備」という。）を導入し、病院と結ぶ契約に基づき、契約期間内において、設備の運転管理、維持管理、エネルギー等の削減量および削減額の保証、および、省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含むサービスを提供するものとします。

(2) 運転管理

事業者は、契約期間内、自らの責任で省エネ設備の運転管理および維持管理を行うものとします。また、省エネ設備および病院の既存設備等に関する運転管理指針を示し、事業者および病院は、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の運転管理を行うものとします。

(3) 計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果および病院の利益を保証するものとします。

(4) 契約終了後の事業で新たに導入された設備の取り扱い

病院は、契約期間終了後、事業者の設置した設備等の所有権について協議をすることができるものとします。

2.4 事業場所

（施設名） 地方独立行政法人三重県立総合医療センター
（住所） 三重県四日市市大字日永 5450-132

2.5 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。

- (1) 省エネルギー改修に関する設計、施工、施工監理およびその関連業務
- (2) 工事に関連する全ての手続き業務およびその関連業務
- (3) 契約期間内における新たに導入された設備の運転および維持管理業務
- (4) 契約期間内における新たに導入された設備および既存設備の運転管理指針に基づく助言業務
- (5) 契約期間内における省エネルギー量の計測・検証業務
- (6) 契約期間内におけるエネルギー削減の保証業務
- (7) 契約期間終了後に病院からの要求があった場合における、事業で新たに導入された設備の所有権移転業務

2.6 契約期間等

下記のスケジュール(予定)で事業を行います。

- | | | |
|---------------------|-------------------------|----------------|
| (1) 契約期間 | 事業者の提案による(ただし、最大15年とする) | |
| (2) 優先交渉権者の決定 | | 令和3年2月 |
| (3) 補助金申請 | | 令和3年6月 |
| (4) 契約の締結 | | 令和3年9月 |
| (5) 設計・工事・試運転調整期間 | 契約締結日から | 応募者の提案による |
| (6) ESCO 関連サービス開始期日 | | 令和5年4月までに開始とする |

3. 応募条件

3.1 応募者

- (1) 応募者は、事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とします。
- (2) グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を 1 社選定してください。
- (3) 参加表明時には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。
- (4) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続および契約等にかかる諸手続を行うこととします。
- (5) 提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とします。ただし、設立条件などに関しては、病院と協議したうえで合意を得る必要があります。

3.2 応募者の役割

- (1) 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとします。
 - a. 事業役割：病院との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとします。
 - b. 設計役割：設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施するものとします。
 - c. 建設役割：建設に関する業務を全て実施するものとします。
 - d. その他役割：上記 a～c 以外の、運転、維持管理、金融などに関する業務を各々実施するものとします。
- (2) 事業役割を担う企業とそれ以外の役割を担う企業が異なる場合には、病院との契約時に適正な委託契約および請負契約を締結し、その契約内容について事前に病院の承諾を得なければなりません。
- (3) 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する、別途合意書を病院に提出してください。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、病院に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとします。また、事業役割の構成企業のうち 1 社を代表者として病院との対応窓口としてください。

3.3 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

- (1) 応募者は、「10.1 参加表明時の提出書類」に示す提出書類により、本提案募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 応募者は、各種対策により対象施設のエネルギー削減量および削減額を提案できる者であり、削減量および削減額が達成できない場合には、保証措置を講じることができる者であること。
- (3) 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量および削減金額を計測・検証することができる者であること。
- (4) 事業役割を担う応募者は、以下の条件を満たし、経営等の状況が良好であること。
 - ・平成 25 年度以降で東海四県内での同種事業の実績があること。

- 病床数 300 床以上の病院での ESCO 実績があること。
 - 保守対応品質の確保のため東海四県に営業拠点を有していること。
 - 実務を担当する事業管理責任者はエネルギー管理士の資格を有する者であること。
- (5) 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、または衛生工学）もしくはエネルギー管理士のいずれかの資格者、またはこれらに類する資格者が所属する者であること。
ただし、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条第 2 項に規定する建築物の大規模な修繕もしくは模様替に該当する場合、それに準ずることとする。
- (6) 建設役割を担う応募者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可、またはこれに類する許可を受けた者であること。なお、建設役割を担う事業者は、建設業法第 26 条に基づき、監理技術者等を選任すること。
- (7) 既設設備の設計・施工及び省エネルギー可能性調査を実施した事業者であっても、本事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げない。

3.4 応募者の制限

次に掲げるものは、応募者の構成員となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 本募集要項の資格確認書類受付日から提案書提出日までの期間に、病院競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者。
- (3) 公示の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項もしくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律 77 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
- (5) 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (6) 民事再生法（令和 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- (7) 会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項または第 2 項の規定による構成手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者、または更正手続開始の申し立てをなされている者。ただし同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者、または更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
- (9) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。

3.5 応募に関する留意事項

- (1) 費用負担
応募に関するすべての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しません。また、病院は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

(4) 病院からの提示資料の取り扱い

病院が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。

(5) 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことができません。

(6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、病院と協議を行い、病院がこれを認めたときはこの限りではありません。

(8) 提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできません。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書または提案書を無効とします。

4.事業者選定の流れ

4.1 応募者

応募者は、「3.応募条件」で定める資格要件を満足する者としてします。

4.2 応募資格要件の確認および提案要請

参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し提案書の提出を文書で要請します。

4.3 最優秀および優秀提案の選定

審査委員会により、選考過程を経て提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、および、順位を付してその他数件の優秀提案を選定します。

4.4 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、病院と、詳細診断、包括的エネルギー管理計画書（最終提案）の作成および契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を進めるものとしてします。

なお、この際の協議は優先交渉権者が行った提案の範囲内で行われるものとしてします。また、優秀提案をした者を次選交渉権者としてします。

4.5 事業者の選定

病院は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結します。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次選交渉権者との協議を行うことがあります。

4.6 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとしてします。

担当窓口：事務局 総務部 施設課 担当：清水（内線2605）

住所：三重県四日市市大字日永 5450-132

電話：059-345-2321

F A X：059-347-3500

5.事業スケジュール

5.1 日程

本事業は、次の日程(予定)で行います。

①	公告	令和3年1月5日(火)
②	募集要項の配付	令和3年1月5日(火)～令和3年1月11日(月)
③	募集要項に関する質問受付	令和2年1月5日(火)～令和3年1月11日(月)
④	質問の回答	令和3年1月13日(水)
⑤	参加表明書および資格確認書類の受付	令和3年1月13日(水)～19日(火)
⑥	応募者資格確認結果、提案要請書の通知	令和3年1月22日(金)
⑦	現場ウォークスルー調査	令和3年1月25日(月)～27日(水)
⑧	質問の受付	令和3年1月28日(木)～29日(金)
⑨	質問の回答	令和3年2月5日(金)
⑩	提案書の受付	令和3年2月15日(月)～17日(水)
⑪	プレゼンテーション、選考	令和3年2月24日(水)
⑫	最優秀および優秀提案の選出、結果通知	令和3年2月26日(金)
⑬	詳細診断	(協定書締結)
⑭	(補助金申請)	
⑮	ESCO 関連契約の締結	令和3年9月(補助金交付決定後)
⑯	設計・工事期間	契約締結日～令和5年1月31日 *1
⑰	ESCO 関連サービス開始	令和5年4月1日まで
⑱	ESCO 関連設備の維持管理、省エネ保証	令和5年4月1日まで～契約期間

*1：工事期間は2カ年事業までを可とする。

5.2 提案募集の手続き

(1) 募集要項の配布

募集要項は、前記の事務局において配布します。

(2) 募集要項に対する質問

本要項に関する質問は、次により行ってください。

1) 質問の方法

質問は、1問につき質問書(様式第1号)1枚を使用し、前記の事務局に持参または郵送で提出してください。なお、複数の質問がある場合には、様式をコピーして使用してください。

電話、口答では受け付けません。

FAXも認めますが、必ず、事務局へ到着を確認して下さい。

2) 受付期間

令和3年1月5日(火)～令和3年1月11日(月)(必着)

持参の場合の受付時間は 9時00分から12時00分および

13時00分から17時00分まで(時間は24時間表記以下同様
土日祝日を除く)

- 3) 回答
回答は、文書で配布するものとし、口頭による個別対応は行いません。
なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとします。
- (3) 参加表明書および資格確認書類の提出
応募者は、次により参加表明書および資格確認書類を持参または郵送で提出してください。
なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。
- 1) 受付期間
令和3年1月13日(水)～令和3年1月19日(火)
持参の場合の受付時間は、9時00分から12時00分および13時00分から17時00分まで(土日祝日を除く)
 - 2) 受付場所
事務局(6階)
 - 3) 提出書類
「10.参加表明時提出書類・作成要領」によります。
- (4) 資格確認結果および提案要請書の通知
資格確認の結果は、令和3年1月22日(金)に病院から応募者(代表者)に郵送および電話により通知します。
また、資格が確認された場合は併せて提案要請書を送付します。
なお、資格確認の基準日は、令和3年1月19日(火)とします。
- (5) 現場ウォークスルー調査
病院が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を実施します。
- 1) 日時
令和3年1月25日(月)～令和3年1月27日(水)(予定)
 - 2) 場所
(施設名) 三重県立総合医療センター
(住所) 三重県四日市市大字日永5450番地132
 - 3) 内容
現地視察および資料説明
 - 4) 質問の方法
質問は、1問につき質問書(様式第1号)1枚を使用し、前記の事務局に持参、または郵送で提出してください。なお、複数の質問がある場合には様式をコピーして使用してください。
電話、口頭では受け付けません。
電子メール、FAXも認めますが、必ず、事務局へ到着を確認して下さい。
 - 5) 質問の受付期間
令和3年1月28日(木)～令和3年1月29日(金)(必着)
持参の場合の受付時間は、9時00分から12時00分および13時00分から17時00分まで(土日祝日を除く)
 - 6) 質問の回答
ウォークスルー調査実施により出された質問に対する回答は、令和3年2月5日(金)に、文書で配布するものとします。
なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとします。
 - 7) その他
運転管理上の図書類(台帳、月報、完成図等)の閲覧は可能ですが、貸し出

し、および複写の依頼等は一切受け付けません。
その他詳細については、提案要請書と併せて通知します。

(7) 提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、前記の現場ウォークスルー調査に参加後、調査結果および病院が提供する「12.配布資料」に示す資料を基に「11.提案提出書類・作成要領」に従い、提案提出書類を作成し、持参または郵送で提出してください。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

1) 受付期間

令和3年2月15日(月)～令和3年2月17日(水)

持参の場合の受付時間は、9時00分から12時00分および13時00分から17時00分まで(土日祝日を除く)

2) 受付場所

事務局(6階)

3) 提出書類

「11.提案提出書類・作成要領」によるものとします。

(8) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日までに提案辞退届(様式第6号)を1部、事務局に持参または郵送で提出してください。

6. 審査および審査結果の通知

6.1 審査

提案の審査は、以下の要領で行います。

審査委員会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」および「運転管理指針」などから、総合的に提案書の審査を行います。

- (1) 提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、および、順位を付してその他数件の優秀提案を選定します。
- (2) 最優秀提案者を業務委託契約に向けての優先交渉権者とします。また、優秀提案者を次選交渉権者とします。

6.2 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、文書で通知するものとします。
- (2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

6.3 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 「三重県立総合医療センター高効率熱源設備等導入による省エネルギー事業提案募集要項」に違反すると認められる場合

7. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、提案提出書類を作成するものとします。

7.1 要求事項

- (1) 対象施設全体の省エネルギー率が10%以上であること。
- (2) 以下は更新必須設備とする。
 - ・空冷セパレート型ヒートポンプチャラー 300USRT 2機
 - ・ガス焚き吸収式冷温水機 247USRT 1機
 - ・炉筒煙管ボイラ 2.4t 2機
- (3) 提案は、経済産業省等の省エネルギー改修に係る補助金等最も獲得できる可能性の高い補助金有りの提案と無しの提案の2案を提出することを必須とします。
- (4) 更新必須設備の維持管理費用削減効果を提案に盛り込むこと。
(既設の維持管理費用は別途提示。)
- (5) 技術提案に具体性、妥当性があり、工事費の算出が妥当であること。
- (6) 提案による工事施工、運転管理が病院の運営・業務に支障のないこと。
- (7) 提案内容に高調波発生機を含む場合は、高調波抑制対策ガイドラインに従って適正な抑制対策を実施すること。
- (8) 更新した設備に関しては院内医療設備に支障を及ぼさない仕様機器を導入すること。

7.2 事業の遂行

- (1) 設置工事期間は2か年まで可とする。令和5年3月までに試運転調整を含む省エネルギー改修工事等を完成させ、令和5年4月1日までに省エネ設備の維持管理・省エネ保証を開始すること。
- (2) 「2.事業概要 2.5 業務の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

7.3 事業資金計画等

- (1) 事業者は、提案する省エネルギー改修に要する費用の全額を負担し、病院は、本事業に必要な業務委託料を業務委託契約期間にわたり毎年支払うものとします。
- (2) 優先交渉権者は、経済産業省等の省エネルギー改修に係る補助金の申請に関連する諸手続きを、病院と協議のうえ行うものとします。
- (3) 事業者が提案した省エネルギー改修に係る補助金以外に病院にとってより有益な補助金の公募があった場合、病院と協議のうえ後者の補助金を優先させるものとします。ただし、補助金が交付されない場合についても、本事業は実施するものとします。

7.4 設計・施工に関する事項

次に示す施設概要データの他、「12.配布資料」に示される資料を参考に、省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱水費削減額、計測・検証手法を示す技術提案書を作成してください。

事業実施にあたっては、既に設置の施設・設備を有効活用することを原則とします。

〈施設概要データ〉

- 施設名 : 三重県立総合医療センター
- 所在地 : 三重県四日市市大字日永 5450-132
- 敷地面積 : 59,763.99 m²
- 延床面積 : 32,628.17 m²
- 建築構造 : SRC 造、一部 RC 造
- 竣工年度 : 1994 年度
- その他、施設概要データ
(過去 2 年間のエネルギー消費実績データ等) 配付資料参照

7.5 ベースラインおよび削減保証額の設定

(1) ベースラインの設定

- 1) 応募者は、病院から提供される2015～2018年度の平均エネルギー消費量(電気、ガス、石油類)および平均上下水道使用量に、病院が別途示す単価を用いて算定した金額及び既存設備維持管理費を、各社統一の改修計画の基礎となる応募時ベースラインとしてください。
- 2) 優先交渉権者は、詳細診断をもとにした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとします。その際は、外気温、稼働率、施設の使用法、エネルギー単価の変化等(以下「ベースライン変動要因」という。)によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、病院と合意する必要があります。

(2) 光熱水費等削減額、削減予定額ならびに削減保証額の設定

- 1) 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示したうえで、省エネルギー改修後の光熱水費削減額を算出するものとし、これを「削減予定額」とします。
なお、計算に用いるエネルギー単価は別途提示する数値とします。
- 2) 最低限保証する「削減保証金額」は「削減予定金額」の80%以上としてください。
なお、「削減保証額」が、業務委託料を下回る提案も可とします。
- 3) 「削減予定額」から業務委託料を減じたものを「病院の利益」とし、「削減保証額」から業務委託料を減じたものを「病院の保証利益」とします。

7.6 業務委託料の支払い等

(1) 業務委託料支払期間

優先交渉権者の提案する契約期間とします。(ただし、最長15年とします)

(2) 支払方法

- 1) 契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、病院と優先交渉権者との協議によるものとします。
- 2) 事業者は、以下に示す条件に基づき適正に業務委託料を算定して、指定された期日までに病院に請求書を送付するものとします。
- 3) 病院は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、所定期日までに業務委託料を支払います。
- 4) 「実現した光熱水費削減額」が「削減予定額」を上回る場合には、「実現した光熱水費削減額」から「削減予定額」を減じた額の50%を事業者に還元します。このとき、還元される金額と業務委託料の合計は「削減予定額」を上限とします。また、「削減予定額」が、業務委託料を下回る提案の場合は、「実現した光熱水費削減額」から業務委託料を減じた額の50%を事業者に還元します。なお、還元方法については、契約時に協議するものとします。
- 5) 「実現した光熱水費削減額」が「削減保証額」を下回る場合の当該年度分の業務委託料は、「削減保証額－実現した光熱水費削減額」を業務委託料から減じた額とします。
- 6) 「実現した光熱水費削減額－病院の保証利益」がゼロ又は負の値となる場合は、当該年度の業務委託料は支払われないものとします。また、上記の場合、事業者は「当該年度に要した光熱水費＋病院の保証利益」からベースラインを減じた額を病院に追加で支払うものとします。
- 7) 事業者の申し出を受け、ベースラインの見直しに係る要件に該当することを病院が妥当と判断した場合は、上記の限りではありません。
- 8) 支払いは、病院の通常の方法によるものとします。

9) 業務委託料および支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、「契約書」で定めるものとします。

(3) 業務委託料の総支払額

業務委託料の総支払額は、業務委託契約期間中の以下に示す元金相当費用と、金利および事業者の利益を加えた額とします。なお、提案から契約までの期間中に、物価等について著しい変動が発生した場合には、病院と事業者が協議のうえ、額を見直すことができます。また、毎年支払われる業務委託料は、各年度にわたる均等払いとします。

1) 元金相当費用

- 詳細診断にかかわる費用
- 省エネルギー改修工事にかかわる設計
- 省エネルギー改修工事およびその関連業務にかかる費用
- 計測・検証にかかる費用
- 既存設備以外の新たに導入した設備に関する運転管理にかかる費用
- 契約にかかる経費（なお、印紙代は事業者負担とする。）
- 租税（税種別に示したもの）
- その他、本事業に伴う経費（必要な調査費用等）

2) 金利の算出方法

- 金利は、応募者の提案によります。ただし固定金利とし、商取引上妥当な数字を提案するものとします。

(4) 光熱水費削減保証とベースラインの調整方法

1) 当該年度の光熱水費のベースラインが、包括的エネルギー管理計画書に定めるベースライン変動要因にあてはまる場合は、事業者の申し出を受け、当該申し出を病院が妥当と判断した場合に、ベースラインの調整を行い、改めて病院と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができます。

2) ベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこととします。なお、ベースラインの調整は、別途計算方法等を示し、病院との協議により承諾を受けなければなりません。

(5) 業務委託料に係る債権の取り扱い

業務委託料に係る債権は、譲渡または担保にすることができません。ただし、あらかじめ病院の承認を受けたときはこの限りではありません。

7.7 運転および維持管理に関する事項

(1) 運転管理指針の提示について

事業者は、新たに導入した設備および病院の既存設備の最適な「運転管理指針（案）」を提案し、病院との協議で承諾された「運転管理指針」を作成するものとします。病院は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、新たに導入した設備および既存設備に関して運転管理を行うものとします。

なお、事業者は、既存設備に関する運転状況を病院の了解の下に必要な応じて調査し、病院の運転管理が運転管理指針と著しく乖離している場合には、病院に対して適切な運転管理の提言を行うことができます。また、事業者は、より効果的な運転管理について、必要な助言を適宜行うことができます。

(2) 新たに導入された設備の維持管理について

事業者は、病院に新たに導入した設備の維持管理計画書を提出し、病院の承諾した維持管理計画に基づいて、新たに導入した設備の必要な維持管理を、自らの負担で行うものとします。事業者は、新たに導入した設備の維持管理状況については、毎年、病院に

報告しなければなりません。病院は、維持管理が計画どおりでなく、もしくは不十分である時は、事業者に対して必要な措置を命ずる場合があります。

(3) 保険について

事業者は、新たに導入した設備について、自己の負担で保険に加入することとします。ただし、加入する種類、内容は病院と協議のうえ定めるものとします。

7.8 計測・検証に関する事項

- (1) 事業者は、提案により示した光熱水費削減額および削減保証基準額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を病院に提示し、契約期間中において、省エネルギー効果の計測・検証を行うものとします。
- (2) 事業者は、計測・検証結果を毎年、病院に報告をし、病院はそれを確認します。

7.9 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細診断終了後、7.1 (1)から(8)に示す内容を併せた包括的エネルギー管理計画書（最終提案書）を作成するものとします。提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離する場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがあります。

7.10 その他

この要項に定めることその他、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。

8. 事業の実施に関する事項

8.1 誠実な業務遂行義務

- (1) 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配付資料および契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければなりません。
- (2) 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、病院と事業者の両者で誠意をもって協議することとします。

8.2 契約期間中の事業者と病院の関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、病院は契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行います。

8.3 病院と事業者との責任分担

(1) 基本的考え方

提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければなりません。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができます。

(2) 予想されるリスクと責任分担

病院と事業者の責任分担は、原則として別添の「三重県立総合医療センター高効率熱源設備等導入による省エネルギー事業 予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとします。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとします。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、契約の締結前に、契約が締結されない場合、以下の措置を講ずるものとします。

- 1) 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、病院からそれまでに要した費用を請求できるものとします。
- 2) 病院の指示により事業が中止された場合、事業者は提案書で提示した詳細診断に係る金額を上限に、その費用を請求できるものとします。契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとします。

9. 契約に関する事項

9.1 契約の手順

病院と優先交渉権者は、本事業の予算が承認された場合、契約締結のための手続きを行います。

9.2 業務委託契約の概要

(1) 締結時期

令和3年9月（予定）

(2) 契約の概要

募集要項、包括的エネルギー管理計画書に基づき、随意契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事および運転・維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法などを定めるものとします。また、病院と事業者の役割と責任および遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法および時期等について明記するものとします。

10. 参加表明時提出書類・作成要領

10.1 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを1部提出してください。

- (1) 参加表明書（様式第1号）
- (2) グループ構成表（様式第2号）
- (3) 履行保証書（様式第3号）
- (4) 印鑑証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- (5) 商業登記簿謄本（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- (6) 納税証明書（最新決算年度のもの）
- (7) 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）
- (8) 会社概要（A4判1部、様式第4号の1～第4号の3）
- (9) 特定建設業の許可証明書（写し可）
- (10) 関連事業実績一覧表（様式第5号）
- (11) 各資格者免許証の写し
- (12) 監理技術者免許証の写し

※ (1)～(8),(11)については構成員全て、(10)は事業役割、(9),(12)は建設役割が提出してください。

10.2 作成要領

- (1) 参加表明書（様式第1号）
グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出してください。
- (2) グループ構成表（様式第2号）
応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にしてください。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書または覚書等の内容を添付してください。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出してください。
- (3) 履行保証書（様式第3号、必要に応じて提出）
事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができます。
- (4) 印鑑証明書
所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。
- (5) 商業登記簿謄本
現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたもの。
- (6) 納税証明書
最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出してください。
- (7) 財務諸表
最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とします。
- (8) 会社概要
A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

- 1) 設立年、代表者役職および氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（書式自由）
- 2) 企業状況表（様式第4号の1）
- 3) 有資格技術職員内訳表（様式第4号の2）
- 4) 各役割の責任者業務実績表（様式第4号の3）

なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めます。

(9) 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、またはこれに類する許可証明書を提出してください。なお、写しでも可とします。

ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示してください。

(10) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第5号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出してください。なお、事業実績には、有償の省エネルギー診断を含めることができます。

- ・ 事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること
- ・ 発注者：発注者名を記入すること
- ・ 受注形態：単独またはグループの別を記入すること
- ・ 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること（単位千円）
- ・ 契約年月日：契約締結日を記入すること
- ・ 契約期間：契約始期および終期を記入すること
- ・ 施投概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること
- ・ 主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類（ギャランティード・セイビングスまたはシェアード・セイビングス）、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること

(11) 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出してください。

(12) 監理技術者免許証の写し

建設役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出してください。

11. 提案提出書類・作成要領

11.1 提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを3部提出してください。(1)提案書提出届は、正本1部のみとします。

- (1) 提案書提出届（様式第7号）
- (2) 提案総括表（様式第9号の1、第9号の2）
- (3) 技術提案書（様式第10号の1～第10号の5）
- (4) 事業資金計画書（様式第11号の1～第11号の5）
- (5) 維持管理等提案書（様式第12号の1～第12号の4）
- (6) 主要機器等の設置計画図（様式第13号）

11.2 作成要領

(1) 一般的事項

- 1) 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとしてください。なお、原則としてフォントはMS 明朝体 10.5 ポイントで統一してください。
- 2) 各提案書類には、各ページの下中央に(1)、(2)に記載の符号と通し番号をふるとともに、右下に病院が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載してください。
- 3) 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはなりません。
- 4) 提案書提出届（様式第7号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類に提案書表紙（様式第8号）をそれぞれ付し、A4 縦長ファイルに綴じたもので提出してください。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込んでください。
- 5) 予定する補助金が得られた場合と、得られなかった場合のそれぞれについて作成してください。
- 6) 光熱水費及びエネルギーに関する単価及び換算値
光熱水費及びエネルギーに関する計算においては、下表換算値及び単価で行ってください。（電気基本料金は力率調整割引前（力率100%））

エネルギー種別	1次エネルギー換算	CO ₂ 排出係数
電気	9.97 (MJ/kWh)	0.512 (kg-CO ₂ /kwh)
都市ガス	43.06 (MJ/m ³)	2.197 (kg-CO ₂ /m ³)

光熱水種別	基本料金（税抜）	従量料金（税抜）
電気	1,420 (円/kW)	11.56 (円/kwh)
都市ガス	—	69.74 (円/m ³)
上水	—	130.43 (円/m ³)
下水	—	344.85 (円/m ³)

- (2) 提案総括表
- 1) 改修提案項目一覧（様式第9号の1）
省エネルギー改修項目ごとに、一次エネルギーおよび二酸化炭素排出の削減効果、年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記載してください。
 - 2) 契約内容提案書（様式第9号の2）
削減予定額、削減保証額、業務委託料、契約期間について記載してください。
- (3) 技術提案書
- 1) 省エネルギー改修項目等の説明（様式第10号の1）
改修前と改修後の設備（システム）構成図、当該設備に関するエネルギー消費状況の評価内容、省エネルギー改修項目の内容およびシステム説明、エネルギー消費量等に関する技術的、数値的根拠について、省エネルギー手法ごとにA4版1枚に記載してください。
 - 2) 環境への配慮（様式第10号の2）
NOX、SOX、ばいじん、騒音等の環境対策について、A4版1枚に記載してください。
 - 3) 新たに導入する設備と既存設備の関係（様式第10号の3）
導入する省エネルギー手法が既存設備に更新や効率化改修に寄与する内容について、A4版1枚に記載してください。
 - 4) 工事中の対応（様式第10号の4）
工事施工にあたり、安全管理・工程管理・病院運営への配慮などにおいて特に重要と判断する事項、および品質管理、工事完了期限、設備引渡しに関する内容について、A4版2枚以内に記載してください。
 - 5) 契約終了後の対応（様式第10号の5）
契約期間終了後の対応、新たに導入された設備の扱いについて、A4版1枚に記載してください。
- (4) 事業資金計画書
- 1) 事業収支計画書（様式第11号の1）
契約期間中における、病院の事業全体に関する収支計画を作成してください。用紙はA3版横書きとします。
 - 2) 事業収支計画書（様式第11号の2）
契約期間中の事業収支（事業者分）について記載してください。なお、事業終了時の設備の扱いについては、簿価並びに撤去費用を考慮しない方法で計算することとします。用紙はA3版横書きとします。
 - 3) 資金計画書（様式第11号の3）
資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法として検討している事項を記入してください。
 - 4) 工事予算等経費計画書（様式第11号の4）
初期投資に係る費用を記入のうえ、内訳を添付してください。詳細診断費には、包括的エネルギー管理計画書作成の費用も含めます。
 - 5) 補助金関係提案書（様式第11号の5）
想定している補助金の種類と金額、補助金の交付要件、提案内容での補助金獲得の可能性等に関する考察についてA4版1枚で記載してください。
- (5) 維持管理等提案書
- 1) 維持管理計画書（様式第12号の1）
 - ① 維持管理計画

新たに導入する設備の維持管理業務に関する計画内容を記載してください。また、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて A4 版 1 枚に記載してください。

② 維持管理見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。

2) 計測・検証計画書（様式第 12 号の 2）

① 省エネルギー効果の測定・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示してください。

② 計測機器設置見積書

計測・検証に必要な機器類の設置費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。

③ 計測・検証見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。

④ その他特記事項

コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば A4 版 1 枚で記載してください。

3) 運転管理方針計画書（様式第 12 号の 3）

① 運転管理方針

新たに導入された設備および病院の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、事業者と病院の役割について記載してください。また、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて A4 版 1 枚に記載してください。

② 運転管理費見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。

4) 緊急時対応提案書（様式第 12 号の 4）

提案の安全性、信頼性、災害を含む緊急時対応方法の考え方について、A4 版 1 枚に記載してください。

(6) 主要機器等の設置計画図（様式第 13 号）

新たに設置する設備等の設置箇所図を示してください。書式は自由とします。

「事業者が詳細設計および工事施工に関して提出する書類」

優先交渉権者は、契約に先立って詳細設計を行い、包括的エネルギー管理計画書の一部として、以下の書類を病院に提出してください。なお、提出方法等の詳細については別途定めるものとします。詳細設計にあたっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と機能的に同等程度の設計を行うこととし、病院の担当者の承諾を受けることとします。また、これらの仕様書に記述のない施工については、病院の担当者の承諾を得る必要があります。

〈詳細設計時〉

1. 設計書類

設計負荷計算書、構造計算書、工事内訳書、官公庁打合せ記録

2. 工事内訳書

工事内訳書は、工事費の費目とその内訳がわかる資料を病院の指定する様式にて提出すること。

3. 図面

(1) 空調関係図：空調関係の提案がある場合のみ提出すること。

図面リスト、機器明細表、配管系統図、ダクト系統図、屋外配管図、機械室平面図・断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、部分詳細図、機器詳細図、トレンチ断面図、中央監視関係図、自動制御結線図、制御回路図、制御機器表、盤結線図、その他必要な図面

(2) 衛生関係図：衛生関係の提案がある場合のみ提出すること。

図面リスト、屋外配管図、機器および器具表、配管系統図、各階平面図、詳細図（便所他）、排水勾配図、桝断面図、給湯設備関連図、その他必要な図面

(3) 電気関係図：電気関係の提案がある場合のみ提出すること。

図面リスト、屋外配線図、自家発電室・変電室等単線結線図および平面図、電灯・動力・弱電幹線系統図、盤結線図、電灯・動力・弱電幹線平面図、電灯・コンセント平面図、照明器具表（または姿図）、動力・弱電平面図、火災報知・防災関係図、その他必要な図面

(4) 建築関係図：建築関係の提案がある場合のみ提案すること。

図面リスト、案内図、配置図、仕上げ表、平面図、伏図、立面図、断面図、矩径図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、構造図、その他必要な図面

(5) その他、必要な図面

(6) なお、(1)～(5)の図面の作成にあたっては、改修箇所を明示し、改修工事に必要な仮設図を添付のこと必要な仮設図を添付のこと。

〈工事施工時〉

1. 工事施工は、承諾を受けた詳細設計図面に基づいて行い、施工監理にあたっては病院の工事担当者の指示を受け、施設の運営管理に支障とならないよう留意した施工計画を作成し、病院の承諾を受けて施工しなければならない。

2. 事業者は、建設業法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。
3. 事業者は、各工事ごとの「標準仕様書」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）および「監理指針」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準じた適正な施工を行うこと。
4. 病院は、定期的に事業者の工事施工、工事監理の状況の確認を求め、事業者は、この求めに誠実に応じなければならない。
5. 事業者は、病院が要請したときは、工事施工の事前説明および事後報告を行う。また、工事現場での施工状況の確認を行う。
6. 工事中の安全対策・病院管理者および近隣住民との調整等は事業者において十分にを行うこと。
7. 施工管理等はISO9000S に準じた品質管理を行う。
8. 工事完成時には、施工記録を用意して、現場で病院の確認を受けなければならない。
9. その他必要に応じて、各種許認可等の書類の作成をし、その写しを病院に提出しなければならない。
10. 今回の工事に伴う既存設備撤去、処分費用は事業者が負担する。ただし、残置として病院と合意できた設備は対象外とする。